

publicity magazine  
for small and medium-size enterprise  
cyushokigyo-chiba

# 中小企業ちば

2002. 7. No.443



房総へ行こう（館山市）

## Contents 【主な内容】

- 特集 p 1 合同専門委員会5部門で開催
- 行事 p 2 千葉県中小企業組合士会等通常総会開催
- ご案内 p 3 中央会の共済制度 オナーズプランのご提案  
第54回中小企業団体全国大会の参加者募集
- 施策 p 4 中小企業に対するセーフティーネット対策
- レポート p 6 産構審NPO部会中間取りまとめ
- 景況 p 7 情報連絡員報告
- お知らせ p 8 チャレンジ21の番組表

2002

7

100yen



千葉県中小企業団体中央会

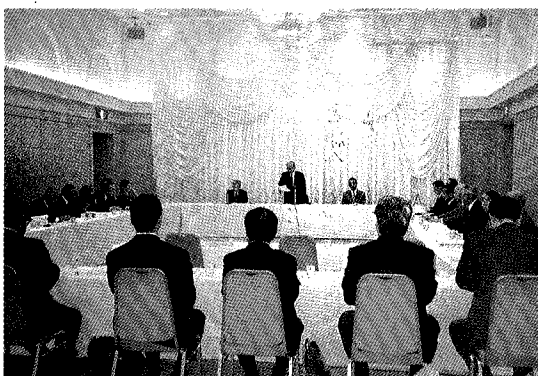
URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

「合同専門委員会」(五部門)で開催

中央会は六月二十六日、ホテルポルトブラザチバ会議室において、「合同専門委員会」を開催した。

本委員会は、「総合・組織」、「商業・流通」、「金融・税制」、「工業・労働」、「環境問題」の五部門から構成され、各部門ごとの適切な中小企業施策を確立するために、会長の諮問機関として設置されているもの。

今回は、埼玉県で開催される第54回中小企業団体全国大会に



第54回中小企業団体全国大会への要望事項

I【総合】

1. 平成15年度の予算編成にあたっては、経営革新と新たな発展基盤の形成に努力する中小企業を強力に支援するため、中小企業対策予算を大幅に増額すること。
2. 民需中心の本格的回復を軌道に乗せるため、抜本的な景気対策を推進すること。
3. 中小企業への官公需発注を大幅に増大させるため、各発注機関に対する官公需施策の周知徹底と「同等の契約の方針」の実効を確保するとともに、官公需適格組合の優先活用を図ること。

II【組織】

1. 中小企業が、経営革新や創業、新事業の創出への取り組みを行っていく上で、中小企業組合と中小企業連携組織の活動は極めて重要となっているので、中小企業連携組織対策の一層の拡充強化を図ること。

III【金融】

1. 国は、不良債権処理等の経済再生策を推進する過程で生ずる大型倒産や金融機関破綻などにより、やる気と潜在力のある中小企業が破綻に追い込まれることのないよう、金融セーフティネット対策に万全を期すこと。
2. 中小企業の円滑な資金調達を保持するためには、商工中金等政府系中小企業3金融機関の民間金融補充機能は不可欠である。引き続き政府出資の追加等貸付資金量の確保に努め、中小企業金融対策に万全を期すこと。

IV【税制】

1. 法人事業税への外形標準課税の導入は、担税力のない中小赤字法人はもとより、収益性の低い中小赤字法人までも増税となるおそれがあるので、絶対に行わないこと。
2. 中小法人(資本金1億円以下)に係る法人税の軽減税率の適用範囲を1500万円(現行800万円)に引き上げるとともに、中小企業の組織基盤強化の観点から協同組合等の法人税率の引き下げを行うこと。
3. 積極的税制改革を軸に経済の活力を蘇らせるため、次の措置を講ずること。
  - ① 事業用資産の生前相続特例制度(贈与税の相続時までの納税の繰り延べ)を創設すること。また、事業用小規模宅地の相続に係る課税特例措置の減額率を80%から100%に引き上げること。
  - ② 相続税・贈与税の最高税率の引き下げを行うとともに、贈与税については非課税枠を大幅に拡大すること。
4. 中小同族会社の留保金に係る重課税制度は、過度の税負担を強いるものであり、全面的に廃止すること。

V【商業・流通】

1. 大規模小売業等が行う不当廉売、不当表示あるいは優越的地位の濫用による不公平な取引については、厳正、迅速に対処すること。

VI【工業】

1. 中小企業総合事業団の高度化融資事業については、厳しい経営環境下で、既往の借入組合の多くが返済に苦慮していることから、既往借入金利の引き下げや償還期間の延長等の措置を講ずること。

VII【労働】

1. パートタイム労働者の安定的な就労を確保するため、パートタイム労働者の所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年取基準を引き上げること。

VIII【環境】

1. 中小企業が廃棄物処理及びリサイクルを効率的に推進していくため、地方公共団体等による最終処分場の確保、新たな処理施設の確保・設置等を強力に推進すること。
2. 食品等の安全性を確保するため、有害物資の混入に係わる検査体制を拡充・強化すること。

提出する要望事項を審議するため、五部門での合同開催となった。

委員会で、初めに昨年度の要望事項の経過報告が行なわれ、引き続き、本年度の要望事項が審議された。要望事項は、中小企業対策の一層の拡充強化、金融、税制、

で検討・整理の後、次のようにとりまとめられた。

流通、工業、労働、環境と多岐にわたっている。

当日の審議結果を、更に事務局

# 通常総会開催

**千葉県中小企業組合士会**は六月十日オークラ千葉ホテルにおいて組合士交流会と通常総会を開催した。交流会は「組合士会の今後の活動と組合事務の情報化」について意見交換を行った。

総会は平成十三年度決算関係書類の承認と平成十四年度事業計画・収支予算案等が可決決定された。総会後の懇親会では中央会の菊地副会長、鈴木事務局長が来賓として招かれ、事務局専従の役職組合士と意見交換し和やかなうちにも盛会裏に終了した。

組合士制度は中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験を行い、試験合格者のなかから一定の実務経験を有する者に対して「中小企業組合士」の称号を与えるもので。現在全国で三千五百名余り、千葉県で約八十名の組合士が登録されており、組合はもちろん中央会や商工中金等それぞれの分野で活躍しております。

## 千葉県異業種交流融合化協議会

協議会は六月十二日、グリーンタワーパレス千葉で「通常総会」、「県交流会セミナー」、「全体交流会」を開催した。協議会は情報交換とヒューマンネットワークのステージづくりを目指して発足し、今回が第十回目の通常総会である。総会は平成十三年度決算、平成十四年度予算、監事の補欠選任を行った。事業計画のうち研究事業の具体的テーマは①水に関する研究、②農業研究、③IT活用研究、④人材高度化研究のそれぞれ

のグループの方針が決定した。交流会は㈱マイククロテック・ニコンの本田周代表取締役の「わが社の経営における研究開発」と題する講演、本会連携支援部の橋本主査による「改正雇用対策法の概要」についての説明があった。その後の全体交流会はまさに「人材・情報・技術」の交流と発表の場として多くの求賢を交えて和やかに実り多い総会であった。

交流会は㈱マイククロテック・ニコンの本田周代表取締役の「わが社の経営における研究開発」と題する講演、本会連携支援部の橋本主査による「改正雇用対策法の概要」についての説明があった。その後の全体交流会はまさに「人材・情報・技術」の交流と発表の場として多くの求賢を交えて和やかに実り多い総会であった。

## 千葉県中小企業団体青年中央会

中央会は六月十三日、オークラ千葉ホテルにおいて通常総会を開催し、平成十三年度事業報告書及び収支決算書を承認し、平成十四年度事業計画及び収支予算案を可決決定した。また任期満了に伴う役員改選では船橋橋トラックセクターの高橋功青年部長が代表幹事に就任した。

**千葉県商店街連合会**は六月十四日、ペリエホールにおいて、合同専門委員会と通常総会を開催した。専門委員会では渡辺総務委員長が議長になり、平成十四年度の事業計画を各委員会毎に検討し、取りまとめについては各委員長に任され、持ち帰ってさらに詰めることになった。

続いての総会は今年で三十回目を迎える節日の総会で、平成十三年度決算報告書の承認、平成十四年度の事業計画・収支予算案等を

原案どおり可決決定した。また任期満了による役員改選では、川上恵洋会長が再任された。

総会後の懇親会では連合会の顧問である金子和夫県議、板倉敬一県議、阿部紘一県議、岩田富久司県議等のお祝いの言葉があり、県経営支援課林主幹の乾杯で歓談に入った。

会場は県下の商店街の方々が数多く参加され、終始和やかな雰囲気のうち終了した。

## 千葉県官公需適格組合受注促進協議会

促進協議会は六月二十一日グリーンパレス千葉において通常総会を開催し、平成十三年度決算関係書類の承認と平成十四年度の事業計画等を決定した。総会後の講演会では、「受注機会の確保と官公需適格組合」と題して神奈川県の相模原事務用品協同組合の浦上理事長の講演あり、官公需の受注についての実際の取組について有益な話があった。また、その後の懇親会で会員の日常の営業活動についての意見交換があり、有意義な一日であった。

続いての総会は今年で三十回目を迎える節日の総会で、平成十三年度決算報告書の承認、平成十四年度の事業計画・収支予算案等を

七月オーナーズプラン  
キャンペーン実施中

## 中央会共済制度 オーナーズプランのご提案

中央会では、企業の「事業承継」とそれに伴うリスクマネジメントを応援する、数々の共済制度を準備しております。皆様の企業がスムーズな事業承継を行うために、是非ご活用下さいませようご提案致します。

事業承継対策には二つの側面があります。ひとつは①経営力の承継であり、もうひとつは②経営権の承継です。前者は言うまでもなく会社が提供する商品やサービスの市場競争力であり経営者のマネジメント能力や社会的信用で、こうした無形の財産を承継できる人材がいなければ企業の継続的な発展は望めません。後者は具体的に自社株の承継のことで、少なくとも過半数以上の株式を後継者に承継させなければなりません。

オーナー経営者の事業承継は、個人の相続問題と切り離すことはできません。この自社株を含む個人の財産に掛かる相続税や、財産の分割を争うなどの不安があると

すれば事業承継に暗い影を落とすこととなります。

事業承継対策として重要なのは次の二点です。

### 事業の安定のために

#### 事業保全資金を準備する

事業保全資金とは経営者に万一のことがあつた場合、事業の継続のために必要な資金のことで、この額は企業によりさまざまですが、一般的には保全すべき債務金額、法人税の納付金額、従業員の年間給与額の合計金額が必要になるでしょう。

### 相続税のための

#### 役員退職金を準備する

役員退職金の準備は、相続税の納税資金のために大変効果的です。是非準備しておきたいものです。

オーナーズプランにはさまざまなたいプや特約がそろっており、一度中央会調査企画部又は、引受会社である三井生命保険にお尋ね下さい。

千葉支社 043-1225-2811

本郷支社 0438-2217960

船橋支社 047-4348017

柏支社 047-164-7156

## 参加者募集 2002SAITAMA

### 第54回中小企業団体全国大会の参加者募集

#### 1. 目的

中小企業は、過去永年に亘り幾多の試練と困難を乗り越えて、わが国の経済発展のための重要な担い手となってきた。

90年代に入ってから、低成長経済の定着、産業構造の変化、IT技術の進展、環境問題の制約、グローバル化の進展など内外の環境が極めて大きく変化する中で、中小企業が果たすべき役割は一段と大きいものがある。

このような情勢下にあつて、中小企業がその使命を全うし発展を続けていくためには、英知に満ち活力に溢れた組織活動の展開に努めることが緊要であり、他方こうした中小企業の自主的な努力を支えるため抜本的政策の確立が強く望まれる。

本大会は、これらの実現のため、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、強い団結の絆のもとに自らの決意を内外に表明するとともに、国等に対し諸施策の拡充・強化について訴え、中小企業が活力と組織を基盤として明日への安定的な発展を期そうとするものである。

2. 主催 全国中小企業団体中央会／埼玉県中小企業団体中央会

3. 日時 平成14年10月17日（木）午前10時～午後1時

4. 場所 さいたまスーパーアリーナ

さいたま市上落合2-27

5. 参加料 1人6,000円（参加方法は現地集合、現地解散）

皆さん多数のご参加をお待ちしております。申込は本会総務部まで。

(2)最近3ヶ月間(または6ヶ月間)の売上高が2年前(または3年前)の同期と比較して5%以上減少し、かつ、前年同期と比較して減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること。

(3)倒産した企業に対して、営業債権等を200万円以上有しているか、または、倒産した企業との取引額が全取引額の20%以上を占めていること。

2. (1)最近の決算期における当座比率が前期に比べ低下していること。

(2)最近の決算期における手元流動性比率が前期に比べ低下していること。

(3)最近の取引条件が悪化していること。

【貸付金利】 運転円滑化利率

【貸付限度額】

中小企業金融公庫→8,000万円(別枠)

商工組合中央金庫→8,000万円(別枠)

【貸付期間】

5年以内(特に必要な場合は7年以内、うち据置期間1年以内)

【担保特例】

担保が不足する場合、担保徴求の一部免除が受けられます。

(中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫における貸付が対象)

問い合わせ先

中小企業金融公庫千葉支店 043-243-7121

商工中金千葉支店 043-248-2345

〃 松戸支店 047-365-4111

大企業等の再生手続開始申立等により、多くの関連中小企業者に影響がある場合には、連鎖倒産を防止するため、中小企業信用保険法に基づく特例制度

経営安定関連保証制度

中小企業信用保険法に基づき経済産業大臣により指定された再生手続開始申立等をした企業と取引のある中小企業者が、売掛金債権の回収難等により経営の安定に支障を生じている場合は、所在

地の市町村長の認定を受けることにより、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。なお、利用にあたって、金融機関および信用保証協会の審査があります。

【主な特例措置】

保証限度額の別枠化

一般限度額		別枠限度額	
普通保証	2億円	普通保証	2億円
無担保保証	8千万円	無担保保証	8千万円
無担保無保証人保証	1,250万円	無担保無保証人保証	1,250万円

問い合わせ先

千葉県信用保証協会 043-207-7658

〃 東葛飾支所 047-365-6010

万一、取引先企業が倒産といった事態になった場合でも当面の資金繰りに困らないようにするための共済制度

中小企業倒産防止共済制度

取引先企業の倒産により、売掛金債権等の回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と、積み立てた掛金の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内(最高3,200万円)で、無担保、無保証人、無利子(ただし、貸付額の10分の1は掛金から控除されます)、償還期間5年(うち据置期間6ヶ月)で貸付が受けられる共済制度です。

【毎月の掛金】

月額5,000~80,000円(5,000円きざみ)

【掛金の税制上の措置】

掛金は税法上損金(法人の場合)、必要経費(個人の場合)に算入できます。

問い合わせ先

中小企業総合事業団共済相談室: 03-3433-7171

■融資関係は、

中央会連携支援部へご照会下さい。

■共済関係は、

中央会調査企画部へご照会下さい。

# 経営安定対策について

## 中小企業に対するセーフティネット対策

経営者のほとんどは、経営が順調なときはまさか自分の会社が倒産するとは思っていないのが普通ですが、企業はいつも順調であるとは限りません。万一の場合に備えて金融機関や仕入先との信頼関係を深めておくとともに、各種施策の活用についても充分検討しておくことも経営者の心構えとして大切です。

以下に中小企業に対するセーフティネット対策のうち、①政府系中小企業金融機関融資、②信用保証制度、③倒産防止共済制度の概要を紹介します。条件等詳細については中央会又は問合せ先にご照会下さい。

取引先の倒産や一時的な業況悪化により資金繰りにお困りの中小企業の方への融資制度

### 政府系中小企業金融機関融資

#### 中小企業体質強化資金助成制度 (経営安定対策貸付制度)

倒産防止特別相談室に相談の申込をされた中小企業者であって、再建の見込みがあるとして、当該相談室が推薦をした方については、中小企業体質強化資金助成制度を活用した各都道府県等の経営安定対策貸付が利用できます。

#### 【貸付限度】

1,500万円以上で各都道府県等が定める額以内

#### 【貸付期間】

3年以上7年以内（うち据置期間は3ヶ月以上1年6ヶ月以内）で都道府県等が定める期間

#### 緊急経営安定対応貸付制度 (中小企業倒産対策資金)

関連企業の倒産に伴い、資金繰りに困窮をきたしている中小企業者に、緊急に必要とされる運転資金を一般貸付に加え別枠で融資する制度です。

#### 【貸付対象】 次のいずれかの中小企業者

- 倒産企業に対する売掛金債権等を50万円以上有する方
- 倒産企業との取引額が、全取引額の20%以上を占める方

#### 【貸付金利】

基準利率。ただし、倒産企業が増えている等中小企業者をめぐる経済情勢、倒産企業との取引依存度、月平均売上高、担保特例の状況に応じて貸付利率が変わります。

#### 【貸付限度】

中小企業金融公庫 1億5,000万円(別枠)  
商工組合中央金庫 1億5,000万円(別枠)

#### 【貸付期間】

5年以内（特に必要な場合は7年以内、うち据置期間1年間以内）

#### 【担保特例】

担保が不足する場合、担保徴求の一部免除が受けられます（中小企業金融公庫および商工組合中央金庫における貸付が対象）。

#### 緊急経営安定対応貸付制度 (中小企業運転資金円滑化資金)

最近の経済環境の変化のため、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている中小企業者のために運転資金を一般貸付に加え別枠で融資する制度です。

#### 【貸付対象】

最近の経済環境の変化等により、資金繰りに困難を生じている中小企業者であって、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方で、次の1.のいずれかに該当し、かつ、2.のいずれかの要件を満たす方。

1. (1)最近3ヶ月間（または6ヶ月間）の売上高が前年同期比5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること。

## 産構審NPO部会中間取りまとめ

# 新しい公益の実現に向けて

産業構造審議会NPO部会（部会長 日本問正明大阪大学大学院経済学研究科教授）はこのほど「新しい公益の実現に向けて」と題する部会報告の中間とりまとめを発表した。

経済産業省においては、この報告書の内容を各経済主体（個人、企業、行政）に対して幅広く普及・広報することにより経済社会に対するNPOの位置づけと発展に向けた課題について理解を促し、政策提言の実現を図りたいとしている。以下はその骨子。

## NPOとは何か

### ■NPO

経済社会に貢献する個人間のネットワーク活動を幅広くNPOと位置づけ新たなNPOの経済社会への波及効果を分析した。公共サービスとの民間開放、地方分権の推進、行政プロセスに対する評価等の動きを背景に、官民の役割分担

が見直され、企業や個人と並んでNPOが重要な役割を担いつつある。

一方、従来は行政が集めた税金を予算配分することで公益を実現していたが、行政の担う領域が縮小する一方、個人や企業自ら、あるいはNPOを通じて公益を実施する。この場合自発性や利他精神に基づく寄附金がNPO等の公益活動を資金面で支えることになり、新しい公益の担い手への資金の流れを作ることが必要。

## 経済産業政策とNPO

### ■基本的考え方

#### 1 主体としてのNPO

NPOが、①生活密着サービス産業の担い手、②地域経済を活性化する主体として発展し、さらに③小規模事業者との相互作用を通じて、中長期的に経済社会を活性化できる効果が期待される。このため事業型のNPOの整備を図

る。  
2 政策提案者・政策推進主体としてのNPO

経済産業省の政策分野において、国民の協働を得なければ完結しない課題が増えている。

①地域における先駆的な社会サービスの提供（コミュニティビジネス）、②まちづくり、③起業促進、④循環型経済社会の構築、⑤省エネルギー、新エネルギーの導入等の分野では、需要者側の視点を政策の企画立案や実施過程に活かしていくことが重要。

また、中小企業やベンチャー企業の支援活動や、環境・エネルギー分野での啓発・普及活動を行う等政策を独自に実施するNPOが増えていくことが想定され、対話や協働を通じて適切に支援していくことが重要。

### ■各政策分野とNPO

#### 1 コミュニティビジネス

地域経済を活性化するコミュニティビジネスの中核としてNPOの役割に期待。モデル事業の立ち上がりを支援、成功事例の普及を図る。

#### 2 中小企業支援

創業連携支援、まちづくり、地

域通貨等の分野において、中小企業等を支援する者としてNPOを位置づける。

#### 3 起業支援

マッチング、人材育成等の起業促進の政策課題に対応するNPOの可能性に着目している。地域における産業支援・起業支援ネットワークとしてもNPOの役割が重要である。

#### 4 産業技術

基礎的な研究開発の推進、産学連携の促進を課題として共有し得るものとして期待。

制度上、企業・大学の研究所、公益法人、研究開発組合等、他の組織形態と同列に扱われる手当てが必要。

#### 5 環境・エネルギー

地球温暖化対策、省エネ・新エネルギー対策、循環型経済社会システムの構築に当たっては、企業、自治体、政府、市民のパートナーシップの形成と、国民自ら又はグループ段階での行動をより確実に促進するための枠組みづくりが必要でありNPOとの政策論議及びNPOを通じた施策の実施が重要となる。

情報連絡員報告を中心とした  
**県内の中小企業動向**  
**&トピックス・六月**

■W杯の影響 【県下全域】

サッカーW杯で日本代表は宮城会場のトルコ戦で善戦むなしく惜敗した。はじめは一次リーグの突破も危ぶまれていたのにベルギー戦で初の勝点、ロシア戦では悲願の一勝。決勝トーナメント進出を決めたチュニジア戦と勝ち進むにつれて、おおいに盛り上がった。特にアイルランドチームのキャンプ地となった千葉市や明神選手を送り出している柏市の熱狂ぶりは格別のものがあつたようだ。

■製材業 【県下全域】

価格、取引量とも極めて低調。平成十三年度の新築住宅着工数が百十七万戸と前年を割り込み先行きの見通しも悪い。

■印刷業 【千葉】

官公需が全国的に過当競争になつてきている。

■土砂採取業 【県下全域】

羽田空港の滑走路拡張工事の計画が進んで業界にとって期待が持たれるところである。

■工業団地

【流山】

金属製品関係の中小企業は、受注減。収益低迷が依然続いている。また、大企業の中にはコストやマーカーの関係から中国への生産シフトを一段と強めている。

■鉄工業

【千葉市他】

多少動き出す気配が感じられるが、過当競争が激しく見積の段階から採算の合わない仕事が増えつつ多い。

■ソフトウエア業

【千葉市他】

受託開発中心の中小企業はメーカーから厳しい条件を提示され対応に苦慮している。SE技術者の要員派遣の業務は減少している。また、倒産による脱退ではないが、経費削減のために脱退した組合員がいる。

■建設業

【県下全域】

連合会会員の官公庁の受注量は減少が続いている。五月には二社の脱退があつた。

■建設業

【市原】

四月より多少受注量が増加している。

■電機機器小売業

【県下全域】

リサイクル法施行前の駆込需要に対する反動で低調に推移している。

■釣舟業

【飯岡】

前月よりも海況もよく客足も少し良くなってきた。

■小売・サービス業

【千葉】

組合の組織強化を図るため、若い理事を登用した。

■その他の小売業

【勝浦】

かつお祭りを開催し、大盛況のうちを終了した。

■小売業

【柏】

陽気の移り変わりが早く、軽衣料類が売れている。

■小売業

【松戸】

婦人、子供服が堅調に推移している大型店では高級子供服に力を入れ、それなりに売れているようだ。

■小売業

【野田】

ワールドカップの影響か、大型TVと衛星放送用のアンテナの売上が好調だった。

■建設場重業

【県下全域】

大口需要家から協力価格の要請があり、他部門への影響が懸念される。

■リサイクル卸売業

【県下全域】

古紙のアジア向け輸出が好調で、ダンボールは特に需要増で、国内メーカーも値上げに踏み切つた。

中小企業関係四団体

当面のデフレ対策等の要望提出

全国中小企業団体中央会（会長 大河内信行）、日本商工会議所（会頭 山口信夫）、全国商工会連

合会（会長 萩原善之助）及び全国商店街振興組合連合会（理事長 小野寺一夫）の中小企業関係四団

体は六月十二日にトップ懇談会を東京で開催し「当面のデフレ対策等に関する要望」を採択し、政府、国会、政党等関係方面に陳情した。

我が国経済について、政府は五月の月例経済報告で景気が底入れしたとの判断を示しているが、中小企業はデフレ経済の進展等により努力の限界を超えた非常に厳しい経営を余儀なくされており、次の項目の実現を強く要望する。

- ①デフレ克服のための柔軟かつ大胆な経済運営と税制上の緊急特別措置の実現、②法人事業税への外形標準課税の導入絶対反対、③消費税の免税点制度及び簡易課税制度の維持存続、④政府系中小金融機関の改革論議の当面凍結。



7月の放送スケジュール

企業未来!  
チャレンジ21

テレビ東京(12ch)  
毎週土曜日  
朝6:30~6:45

第1週 <b>6日</b> 放送	【企業レポート】 情報セキュリティとリサイクル!文書回収の出張サービス ■ビジネスホット情報■ 新たな資金調達手段! 売掛債権担保融資保証制度
第2週 <b>13日</b> 放送	【企業レポート】 寝装・和洋装を創る魅せる拓く! 独自の企画戦略を浜松から発信 ■ビジネスホット情報■ ベンチャー企業と投資家の出会いの場! ベンチャープラザ
第3週 <b>20日</b> 放送	【企業レポート】 イルカツアー人気急上昇! 地域振興に取り組む組合の活躍 ■ビジネスホット情報■ 再チャレンジを支援します! DIPファイナンス
第4週 <b>27日</b> 放送	【企業レポート】 焼きたての味わい「パンの缶詰」! 生き残りは地域密着とアイデア ■ビジネスホット情報■ 環境に配慮した活動を応援します! 環境・安全等対策講習会

五月三十日のこみせ口の日から  
建設リサイクル法  
が施行されました。

建設リサイクル法は平成十二年五月、建設廃棄物の再資源化を指して制定された。二一年間の広報・周知期間を経て、今年五月三十日から一定の規模以上の解体、新築工事の都道府県への届出と分別解体、再資源化を義務づけ、怠った会社には、最高50万円の罰金などの罰則が適用される。

一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事等については、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されている特定建設資材を現場で分別することが義務づけられた。また、分別解体することによって生じた特定建設資材廃棄物についても再資源化が義務づけられた。

詳細については中小企業総合事業団環境・安全対策室までご照会下さい。

TEL (03) 5470-1517

夏の交通安全運動

「あわてるなはやる心に

ベルト締め」

7月20日〜8月20日

交通安全は、県民一人ひとりが自分自身の問題として考え、行動することが大切です。

千葉県は交通死亡事故全国ワースト一位です。誰にとつても交通事故は悲劇の始まりです。

道路交通法が改正され、六月一日より悪質・危険運転行為等に対する罰則が次のように引き上げられました。

- ひき逃げ 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒酔い 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 無免許 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 共同危険行為等 2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

主唱

千葉県交通安全対策推進委員会

活性化情報誌編集委員会開催

中央会は組合活性化情報誌の編集委員会を六月十八日、ホテルニーツカモトで開催した。

これは年四回発行されている「こぼらていぶ」の編集について審議するもので、当日は平成十四年度活性化情報提供事業実施計画等が審議され原案通り決定した。特にかねてよりの懸案事項であった「中小企業ちば」と活性化情報誌の統合については基本的に了承され、具体的には次回の委員会までに詰めて再度審議することになった。

なお、編集委員は次の通り。

- ▼金宮正(千葉県商工労働部経済政策課主幹) ▼小林正幸(財)千葉県産業振興センター経営支援部情報担当部長) ▼大澤章一(商工組合中央金庫千葉支店次長) ▼菅根克己(日本工業新聞社千葉支局長) ▼諏訪山良和(産業能率短期大学講師) ▼寺林幹雄(柏駅前第一商業(協)顧問) ▼小池孝(千葉総合卸商業団地(協)事務局長) ▼鈴木慶夫(中央会調査企画部長)